

記載要領

伐採に係る森林の状況報告書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

伐採の期間の末日から 30 日以内

報告者 住所
氏名
電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

八戸市

複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する

届出書の「伐採の計画」に従ったものであること

①少数第2位まで記載（少数第3位を四捨五入）
②択伐の場合は、伐採対象の森林区域の面積を記載（伐採後の造林面積欄も同様）

2 伐採の実施状況

伐採面積	ha（うち人工林 ha、天然林 ha）		
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有・無		伐採率は立木材積による伐採率（%）を記入
作業委託先			
伐採樹種	樹種は注意事項5を参照		
伐採齢	届出の期間に収まっていること		
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（ ）		
集材路の幅員・延長	幅員	m	延長 m

幅員 3m 超で、その面積が 1ha 超とならないこと

3 備考

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 5 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 6 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載
②相続等により届出書と異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載（別紙として添付可）

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年 月 日

(あて先) 八戸市長

造林の期間の末日から 30 日以内

住所
報告者 氏名
電話番号

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

八戸市

複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する

届出書の「伐採後の造林の計画」
に従ったものであること

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林		複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載		ha	本		
天然更新				ha	本		

次ページの「樹種別の造林本数欄の記載方法について」による記載又は資料の添付となっていること

3 備考

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載（別紙として添付可）

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・原則として、県が定めた天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を基に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※更新樹種の稚樹の生存、成長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。haあたり〇箇所）
- ・チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認
 - 更新樹種の稚樹の樹高が、周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
 - 更新樹種の稚樹の本数が、半径〇メートルの園内に〇本以上生育している。
 - 伐採跡地が全体的に更新されている。